

入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 2 1 日

福島県南会津地方振興局長 和田 正孝

1 入札に付する事項

- (1) 買入れをする物品等の名称及び予定数量
令和 7 年度下半期自動車用燃料単価購入
ガソリン（無鉛・レギュラー） 33,000 リットル
- (2) 契約期間 令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- (3) 適用公所 福島県南会津地方振興局、福島県南会津保健福祉事務所、
福島県南会津農林事務所、福島県南会津建設事務所、
福島県南会津教育事務所、福島県立南会津高等学校及び
福島県南会津警察署
- (4) 納入場所 受注者の指定する給油所及び代行給油所において給油
(別添「仕様書」による)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていない者であること。
- (4) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (5) 福島県と災害時の燃料供給協定を締結している石油組合に加入している者であること。
- (6) 仕様書に定める代行給油所を設置することができる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式）を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和 7 年 9 月 4 日（木）15 時 まで
- (2) 提出場所 郵便番号 967-0004
福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277 番地 1
福島県南会津地方振興局出納室出納課
電話番号 0241-62-5353

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 福島県南会津地方振興局出納室ホームページにおいて公開する。

なお、入札説明書等は上記で公開するほか福島県南会津地方振興局出納室においても閲覧することができる。

イ 期間 令和7年8月21日（木）～ 令和7年9月4日（木）

(2) 入札、開札の日時、場所

ア 日時 令和7年9月22日（月）13時30分

イ 場所 福島県南会津合同庁舎 3階会議室

※郵送による入札は不可。また、定刻に参集しない場合は辞退したものとみなす。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

この条件付一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県南会津地方振興局長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

入札書には1リットルあたりの単価を記載すること。

この入札による契約は、入札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県南会津地方振興局出納室出納課

電話番号 0241-62-5353

FAX番号 0241-62-5359

電子メール minamiaizu.suito@pref.fukushima.lg.jp